

に定めるもののほか、管理者が管理する公文書の公開等の例による。

○蒲郡市幸田町衛生組合監査委員が  
管理する公文書の公開等に関する  
規程

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

（平成二十八年六月二十七日）  
（監委告示第一号）

（趣旨）

第一条 この規程は、蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例（平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第六号）第二条において準用する蒲郡市情報公開条例（平成十年蒲郡市条例第一号）第十八条の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合監査委員（以下「監査委員」という。）が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施状況の報告）

第二条 監査委員は、毎年四月末日までに前年度の公文書の公開の実施状況を管理者に報告するものとする。

（この規程に定めのない事項）

第三条 監査委員が管理する公文書の公開等については、この規程